

不利益処分の処分基準 個票

部課等名 教育推進部青少年課

番号 3

不利益処分の内容		茅ヶ崎市子どもの家の指定管理者の指定の取消及び管理業務の一部又は全部の停止
根拠法令及び条項		地方自治法第244条の2第11項
処分基準	関係条項	地方自治法第244条第2項及び第3項
	基準 (未設定の場合はその理由)	<p>① 茅ヶ崎市が指定管理者に対して茅ヶ崎市子どもの家の管理運営の適正を期するためにする指示に従わないとき。</p> <p>② 利用者が施設の利用することについて正当な理由がないにもかかわらず利用を拒んだとき。</p> <p>③ 利用者が施設を利用することについて不当な差別扱いをしたとき。</p> <p>④ その他公の施設の適正な管理に重大な支障が生じる又は生じるおそれがあるとき。</p>
	参考事項	協定書抜粋 第20条（指定の取り消し等）発注者は、受注者が前条の指示に従わないときその他受注者による管理を継続することができないと認めるときは、その指示を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。
	設定等年月日	平成26年3月26日設定